

E T C 2.0 車載器購入促進助成申請上の留意点について (その3)
(購入代金を手形で支払った場合)

標記事業に係る助成金につきまして、全日本トラック協会から改めて下記注意事項がありましたので連絡いたします。

担当：篠田

記

1. E T C 2.0 車載器購入代金を手形で支払った場合
支払手形決済確認後、助成金の申請を行ってください。
「手形支払期日が、平成 29 年 2 月 28 日までであること」＝助成期間内に支払確認が可能であることが絶対条件です！
2. 手形決済確認の方法及び申請時添付書類
 - (1) 自社振出手形で支払った場合
手形発行控の写し及び当該手形の決済が記録されている「当座勘定照合表」の写しを添付してください。
 - (2) 回し手形で支払った場合(売上金を相手先から手形で回収し、E T C 2.0 車載器の購入先に支払った場合)
当該手形の振出人、金額、支払金融機関、支払期日を明記し、領収書の写しに添付してください。